

告示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒井敦司

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十二号
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--------------------------|------------------------------------|-----------------|
| で 吉田林字千日堂三九一番一 地先ま | 本庄市児玉町大字吉田林字千日堂 三八六番二地先から同市同町大字 | 区 間 |
| 一八・〇四 ） 一八・〇一 | 一八・〇四 ） 一四・一二 | 敷地の幅員 (メートル) |
| | 三三・一〇 | 延長 (メートル) |
| | 歩道整備工事による。 | 備 考 |